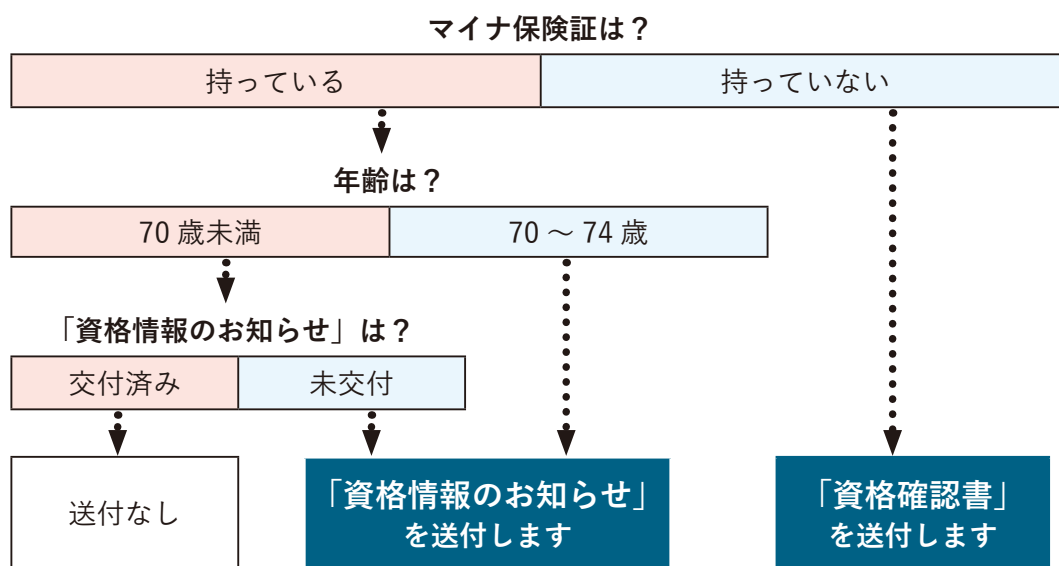


# 国民健康保険にご加入の皆さまへ

## 「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します

現在発行している「資格確認書」の有効期限は7月31日（金）です。下図のとおり「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月16日（木）に該当する世帯の世帯主へ発送します。送付するものがない世帯もありますので、ご確認ください。

郵送を希望しない場合は、市民課窓口で受け取りができますので、7月9日（木）までにご連絡ください。



## 限度額適用認定証について

「限度額適用認定証（以下「認定証」）」とは、医療費が高額になる場合に医療機関の窓口で提示すると自己負担額が一定の限度額になる認定証です。世帯に国税の未納がある場合は、原則交付できません。

■ オンライン資格確認に対応している医療機関では認定証を提示することなく、窓口での自己負担額が限度額までになります。オンライン資格確認に対応していない医療機関を受診する場合など、従来どおり認定証の交付を希望する人は申請してください

※ 70歳以上の国民健康保険加入者で「現役並み所得Ⅲ」と「一般」の所得区分に該当する人は、認定証の申請は必要ありません。70歳以上の国保加入者が申請する場合は、事前にご相談ください

■ 所得区分が「オ」または「低所得者Ⅱ」の人で過去12カ月の入院日数が90日を超える場合は、長期入院該当として標準負担額が減額されますので、申請してください

## 国保税納税通知書を送付します

国民健康保険税は、国民健康保険の運営を支える大切な財源です。病気やけがに備え、加入者が負担能力に応じて納付する仕組みになっています。国保に加入していない世帯主でも、世帯内に加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者となります。7月10日（金）に世帯主へ国保税納税通知書を送付しますので、期限内の納付をお願いします。

### ■ 納めないでいると

督促状が送付され、滞納処分の対象となります。さらに、特別な事情なく、納期限から1年以上滞納を続けると、医療費は一旦全額自己負担で支払わなければなりません。

未納となる前に、早めにご相談ください。

問合せ 市民課国保係 ☎内線 3134・3136